

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、令和元年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,063件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件734件、仲裁事件1件、裁定事件318件（責任裁定事件194件、原因裁定事件124件）及び義務履行勧告事件7件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件732件、仲裁事件1件、裁定事件283件（責任裁定事件173件、原因裁定事件110件）及び義務履行勧告事件7件の計1,026件である（表1-2-1、付録1参照）。

令和元年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は20件で、これに前年度から繰り越された32件を加えた計52件が元年度に係属した。このうち、15件が元年度中に終結し、残り37件は翌年度に繰り越された。

令和元年度に受け付けた20件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが7件、大気汚染に関するものが6件、悪臭及び振動に関するものが4件、土壌汚染及び地盤沈下に関するものが各2件、水質汚濁に関するものが0件となっている（重複集計）。

また、同様に、申請人等が個人であるか法人であるかを見ると、個人が19件、法人が2件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表 1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
計	3	3		734	732		1	1		318 (124)	283 (110)		7	7		1,063	1,026		

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和元年度までに568件係属した(表1-2-4参照)。

第1節 令和元年度に係属した調停事件

令和元年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、1件であり、これに前年度から繰り越された2件を加えた計3件が令和元年度に係属し、このうち1件は同年度に終結し、残り2件は翌年度に繰り越された。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、新たに受け付けた4件が令和元年度に係属し、全て元年度中に終結した。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。^(注)

申請は、昭和46年12月24日以降令和元年度末までに620件（患者数1,556人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、令和元年度末までに55次にわたる調停を実施し、609件（患者数1,466人）について調停が成立した（表1-2-2）。

(3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、令和元年度末までに568件処理した（表1-2-4）。令和元年度は新たに受け付けた申請4件が係属し、4件全て処理された（表1-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

〇〇年（調）第〇号

調 停 調 書

（申請人の住所）

申請人 （氏名）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （氏名）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、〇〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （氏名）

調停委員 （氏名）

調停委員 （氏名）

列席し第1回調停期日を開いた。

申請人 （氏名）

被申請人代理人 （氏名）各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、〇〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたとところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

申請人 (氏名) 印

被申請人代理人 (氏名) 印

〇〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 (氏名) 印

調停委員 (氏名) 印

調停委員 (氏名) 印

公害等調整委員会事務局

審査官 (氏名) 印

調停条項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

(1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する〇〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降〇〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については〇〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、〇〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

〇〇年〇月〇日以降1月につき金9万7,000円の割合による額（令和2年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、〇〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金56万8,000円（令和2年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、〇〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。

4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。

5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができ

- る。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
 - 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
 - 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
 - 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
 - 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
 - 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表 1 - 2 - 2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	区分	受付		終結		未済	
		件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和	46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
	47	11	147	0	0 (3)	15	175
	48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
	49	8	28	21	172	16	117
	50	42	259	24	253 (1)	34	122
	51	54	117	40	131 (1)	48	107
	52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
	53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
	54	48	72	34	86 (1)	53	81
	55	34	43	49	71	38	53
	56	43	49	33	48	48	54
	57	48	62	40	45	56	71
	58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
	59	31	41	40	53	43	57
	60	31	39	38	49	36	47
	61	31	38	44	57	23	28
	62	21	21	28	33	16	16
	63	14	14	18	18	12	12
平成	元	5	5	12	12	5	5
	2	13	13	9	9	9	9
	3	2	2	10	10	1	1
	4	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1
	6	0	0	1	1	0	0
	7	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0
	12	2	2	1	1	1	1
	13	0	0	1	1	0	0
	14	0	0	0	0	0	0
	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
	18	0	0	0	0	0	0
	19	1	1	1	1	0	0
	20	0	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0	0
	22	2	2	2	2	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0
	26	1	1	0	0	1	1
	27	1	1	0	0	2	2
	28	1	1	3	3	0	0
	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
令和	元	0	0	0	0	0	0
	計	620	1,556	609(11)	1,466(90)		

(注) () 内は取下げ等の外数である。

表1-2-3 年度別水俣病認定患者数

区 分	認 定 機 関 別 認 定 患 者 数			
	合 計	環 境 省	熊 本 県	鹿 児 島 県
昭 和31～	45 121 人	人	116 人	5 人
46	60		58	2
47	216		204	12
48	358		292	66
49	44		29	15
50	161		146	15
51	148		109	39
52	240		196	44
53	175		125	50
54	143	1	115	27
55	71	5	43	23
56	77	3	54	20
57	95	10	66	19
58	68	1	45	22
59	67	5	36	26
60	54	0	29	25
61	60	1	43	16
62	40	3	15	22
平 成	63 19	1	6	12
元	13	1	1	11
2	18	0	7	11
3	4	1	0	3
4	3	0	1	2
5	1	0	1	0
6	1	0	1	0
7	3	0	3	0
8	2	0	1	1
9	0	0	0	0
10	0	0	0	0
11	2	0	1	1
12	1	0	0	1
13	0	0	0	0
14	0	0	0	0
15	0	0	0	0
16	0	0	0	0
17	0	0	0	0
18	1	0	1	0
19	2	0	2	0
20	1	0	0	1
21	2	0	2	0
22	0	0	0	0
23	2	0	2	0
24	0	0	0	0
25	3	0	3	0
26	1	0	0	1
27	3	0	2	1
28	2	0	2	0
29	0	0	0	0
30	0	0	0	0
令 和	元 1	0	1	0
計	2,283	32	1,758	493

(注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。
 2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。
 3 令和元年度の期間には、平成31年1月～4月を含む。
 (資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額
等変更申請の処理件数

区分		受付	終結	未済
年度				
昭和	49	13件	0件	13件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
	62	22	34	17
	63	18	22	13
平成	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
18	9	8	3	
19	5	5	3	
20	2	3	2	
21	4	3	3	
22	3	3	3	
23	4	5	2	
24	2	2	2	
25	1	2	1	
26	2	1	2	
27	1	3	0	
28	4	2	2	
29	1	2	1	
30	0	1	0	
令和	元	4	4	0
計		568	568	

表 1 - 2 - 5 令和元年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の
慰謝料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
55年（調）第15号	令和 元. 6. 3	令和 2. 1. 15
50年（調）第8号	令和 元. 6. 12	令和 2. 1. 15
53年（調）第19号	令和 元. 6. 20	令和 2. 1. 15
58年（調）第7号	令和 元. 6. 25	令和 2. 1. 15
計 4 件		計 4 件

表 1 - 2 - 6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考	
1	慰謝料	1,800万円	1,700万円	1,600万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金	
2	治療費	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給	
3	介護手当	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同上	
4	特別調整手当				(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給	
	昭和	48.4.27~ 49.5.31	6万円/月	3万円/月	2万円/月	
		49.6.1~ 50.5.31	7万円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
		50.6.1~ 51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万円/月	
		51.6.1~ 52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
		52.6.1~ 53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
		53.6.1~ 54.5.31	11万円/月	5万6,000円/月	4万円/月	
		54.6.1~ 56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
		56.6.1~ 58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
		58.6.1~ 60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
		60.6.1~ 62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
		62.6.1~ 平成元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
		元.6.1~ 3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
		3.6.1~ 5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万円/月	
		5.6.1~ 7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
		7.6.1~ 9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
		9.6.1~ 11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
		11.6.1~ 13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		13.6.1~ 15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		15.6.1~ 17.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
		17.6.1~ 19.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
		19.6.1~ 21.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
		21.6.1~ 23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
		23.6.1~ 25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		25.6.1~ 27.5.31	17万円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		27.6.1~ 29.5.31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
		29.6.1~ 令和元.5.31	17万9,000円/月	9万6,000円/月	7万2,000円/月	
		元.6.1~ 3.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	

(注) 上記表中「(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧)特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)と同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
		昭和49.5.31まで		20万 円	
		49.6.1～	50.5.31	23万3,000円	
		50.6.1～	51.5.31	28万3,000円	
		51.6.1～	52.5.31	31万3,000円	
		52.6.1～	53.5.31	33万9,000円	
		53.6.1～	54.5.31	36万4,000円	
		54.6.1～	56.5.31	37万5,000円	
		56.6.1～	58.5.31	42万2,000円	
		58.6.1～	60.5.31	44万1,000円	
		60.6.1～	62.5.31	46万3,000円	
		62.6.1～	平成 元.5.31	47万1,000円	
		平成 元.6.1～	3.5.31	47万4,000円	
		3.6.1～	5.5.31	50万8,000円	
		5.6.1～	7.5.31	53万3,000円	
		7.6.1～	9.5.31	54万3,000円	
		9.6.1～	11.5.31	54万5,000円	
		11.6.1～	13.5.31	55万7,000円	
		13.6.1～	15.5.31	55万4,000円	
		15.6.1～	17.5.31	54万6,000円	
		17.6.1～	19.5.31	54万4,000円	
		19.6.1～	21.5.31	54万2,000円	
		21.6.1～	23.5.31	54万9,000円	
		23.6.1～	25.5.31	54万3,000円	
		25.6.1～	27.5.31	53万8,000円	
		27.6.1～	29.5.31	55万8,000円	
		29.6.1～	令和 元.5.31	56万4,000円	
		令和 元.6.1～	3.5.31	56万8,000円	
6 症状の見直し			将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。		
7 近親者の慰謝料		配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。			
		上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。			
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料		相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。			
9 患者・家族の福祉対策		チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。			
10 公害防止対策		チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。			
11 調停手続費用		チッソ株式会社の負担			

2 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

(公調委平成28年(調)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成28年9月9日、東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機(4分から5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、調停期日を開催するとともに、現地調査の実施(計画案が実現した場合の状況を把握するため、大阪国際空港周辺において航空機騒音の測定調査の実施)等を行うなど、手続を進めた結果、令和2年1月31日、第18回調停期日において、被申請人は、今般の本件空港における飛行経路の見直しにあたり、

- ① 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
- ② A滑走路における航空機の運航の見直し
- ③ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見直し

に関して確認するとともに、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供することを内容とする調停が成立し、本事件は終了した。

3 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

(公調委平成31年(調)第1号事件・令和元年(調)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民93名(以下「申請人患者ら」という。)及び法人でない社団1団体から国(代表者環境大臣。以下「被申請人国」という。)及び自動車メーカー7社(以下「被申請人メーカーら」という。)を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。

- ① 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療救済制度(以下「本件救済制度」という。)を創設すること。

- ② 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。
- ③ 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、損害賠償金合計9400万円を支払うこと。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があった。

その後、令和元年8月23日、東京都など4都県の住民14人から、同様の内容の調停を求める申請があり（公調委令和元年（調）第2号事件）、同年9月11日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

第2節 令和元年度に係属した裁定事件

令和元年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、19件であり、これらに前年度から繰り越された30件を加えた計49件が元年度に係属した。このうち14件が元年度に終結し、残り35件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

1 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 （公調委平成28年（セ）第1号事件・平成29年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1760万円等の支払を求めたものである（その後、請求金額は1817万9458円等に変更）。

その後、平成29年1月16日、同申請人らから、ドラッグストアを経営する法人を相手方（被申請人）として、類似の内容の損害賠償金合計1320万円等の支払を求める責任裁定申請があり（公調委平成29年（セ）第2号事件）、同年10月3日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、各申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、合計8回の審問期日を開催するとともに、業務用エアコンの室外機から発生している騒音・低周波音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年9月25日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成28年（セ）第1号 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件（以下「第1事件」という。）

公調委平成29年（セ）第2号 成田市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件（以下「第2事件」という。）

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

(1) 第1事件

ア 被申請人株式会社 a（以下「被申請人 a」という。）及び被申請人 b（以下「被申請人 b」といい、被申請人 a と併せて「被申請人 a ら」という。）は、連帯して、申請人 c（以下「申請人 c」という。）に対し、497万9458円及びこれに対する平成28年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被申請人 a らは、連帯して、申請人 d（以下「申請人 d」という。）、同 e（以下「申請人 e」という。）及び同 f（以下「申請人 f」という。）に対し、それぞれ440万円及びこれに対する平成28年2月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 第2事件

被申請人株式会社 g（以下「被申請人 g」という。）は、申請人らに対し、それぞれ330万円及びこれに対する平成29年1月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人ら

(1) 被申請人 a ら

申請人らの被申請人 a らに対する本件裁定申請をいずれも棄却する。

(2) 被申請人 g

申請人らの被申請人 g に対する本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、申請人らが、①被申請人 a がフランチャイザーとして被申請人 b にコンビニエンスストアの経営の許諾等をするなどし、被申請人 b がフランチャイジーとして営んでいるコンビニエンスストア（以下「本件コンビニ店」という。）に設置された室外機等の稼働に伴い発生する騒音及び低周波音並びに本件コンビニ店の営業に伴う騒音等によって申請人らに不眠等の健康被害が生じた旨主張して、被申請人 a らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、申請人 c につき497万9458円及びこれに対する遅延損害金の支払を、申請人 d、申請人 e 及び申請人 f につき各440万円及びこれに対する遅延損害金の支払をそれぞれ求める（第1事件）とともに、②被申請人 g が営むドラッグストア（以下「本件薬局店」という。）に設置された室外機の稼働に伴い発生する騒音及び低周波音によって申請人らに不眠等の健康被害が生じた旨主張して、被申請人 g に対し、被申請人 a らとの共同不法行為に基づく損害賠償として、それぞれ330万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める（第2事件）事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

2 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成29年3月9日、千葉県千葉市の住民2人から、隣人及び不動産会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた蕁麻疹、頭痛等の健康被害は、被申請人宅に設置された7台の室外機等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、室外機等から発生する騒音・低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

3 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第7号事件・令和元年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと及び工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、解体工事及び建築工事による振動と財産被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和元年8月9日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和元年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、9月6日の第2回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

4 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成29年10月31日、滋賀県栗東市の錦鯉の養殖を行う法人から、栗東市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が経営する養鯉場において飼育していた錦鯉の大量死は、同養鯉場が取水をする河川の上流において、被申請人が事前に申請人に周知することなく林道及びその周辺の工事を実施し、同工事において使用した土質改良材の中和が不十分だったために高アルカリ性の水を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、工事による水質の変化と錦鯉の死因との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、令和2年1月28日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(ゲ)第5号 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人が経営する養鯉場(以下「本件養鯉場」という。)で平成26年12月から平成27年5月までの間に生じた、錦鯉の大量死は、当該養鯉場の取水をしている〇〇川の取水口より約120メートル(申請後に約200メートルと主張を変更した。)の地点で被申請人が使用した土質改良材(セメント)によるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、本件養鯉場を経営する申請人が、被申請人に対し、上記第1の1記載の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

5 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件
(公調委平成29年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成29年12月11日、兵庫県稲美町の住民1人から、兵庫県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が実施した申請人宅西側におけるほ場整備工事を実施した際、法面を保護する工事を行わなかったため、申請人宅敷地の土が流出し、その結果、不同沈下が生じ、申請人宅の柱が傾き、タイルや壁のひび割れ等の被害が発生し、倒壊する可能性が高い状態となったことから、申請人宅と同程度の住宅を確保するため、被申請人に対し、損害賠償金7447万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、ほ場整備工事で申請人宅の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年1月14日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(セ)第8号 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、7447万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人が申請人の自宅西側においてほ場整備工事を実施した際、法面を保護する工事を行わなかったため、申請人の自宅建物敷地の土が流出し、その結果、建物の柱が傾き、建物が倒壊する可能性が高い不同沈下が生じたなどと主張して、被申請人に対し、不法行為等に基づき、自宅建物を解体し土地を造成した上で同程度の建物を新築するための費用相当額の損害賠償の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchou/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事

件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

6 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成29年12月12日、大阪府東大阪市の住民1人から、精密機器製造販売会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人工場から発生する揮発性有機化合物や重金属を含むガス及び粉じんによる大気汚染及び悪臭に起因して化学物質過敏症を発症するなど、健康に不調を来すようになり、また、購入した住宅が臭気により居住不能となったことから、財産的損害及び精神的・肉体的苦痛に対する賠償として、被申請人に対し、損害賠償金1400万円の支払を求めたものである(その後、請求金額は1057万7000円に変更)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、大阪府公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人工場が排出している物質と申請人の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(セ)第9号 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 裁定を求める事項

被申請人は、申請人に対し、1057万7000円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、肩書住所地に所有する自宅(以下「本件自宅」という。)に居住していた申請人が、被申請人が操業する各種ボルトナット製造加工工場から排出される粉じん、煤(すす)、ガス及び悪臭等が原因で、化学物質過敏症を発症して転居を余儀なくされた、本件自宅の天井、壁等が黒く変質し、リフォームが必要になった、申請人の母を胆管がんで亡くし、精神的苦痛が生じたなどと主張して、被申請人に

対し、不法行為に基づき、損害賠償金1057万7000円の支払を求める責任裁定の事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

7 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成29年12月28日、東京都府中市の住民1人から、隣接するアパートの所有者及び不動産管理会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接して建設されたアパートの換気扇及び室外機から発生する騒音により、身体的・精神的苦痛等を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3300万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、換気扇及びエアコン室外機から発生する騒音と人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年8月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(セ)第10号 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して3300万円を支払え。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、その肩書住所地に所在する別紙物件目録記載1の居宅(以下「申請人宅」という。)の東側に隣接する同目録記載2の共同住宅(以下「本件ア

パート」という。)に設置されている換気扇や空調用室外機の稼働による騒音により、申請人に耳鳴り、ふらつき、睡眠障害、逆流性食道炎等の健康被害が生じたと主張して、本件アパートを管理する被申請人有限会社 a (以下「被申請人会社」という。)及び本件アパートの所有者である被申請人 b (以下「被申請人 b」という。)に対し、不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、医療費、交通費及び慰謝料合計 3642万8201円のうち 3300万円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

8 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成30年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成30年2月22日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、福岡地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。鉄道会社(被告)が運営するマンションの西側に設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の全ての屋外機の稼働音と、福岡県福岡市の住民1人(原告)に生じた健康被害との因果関係の存否について、原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告の設置した屋外機から発生する騒音と原告に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年12月17日、原告に平成26年10月以降に生じた健康被害と被告が設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の屋外機の稼働音との間の因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年(ゲ)第1号 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

原告に平成26年10月以降に生じた健康被害は、被告が福岡市〇〇区△△□□aの西側に設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の屋外機の稼働音によるものとは認められない。

事 実 及 び 理 由

第1 嘱託事項

被告が福岡市〇〇区△△□□aの西側に設置した空調屋外機・自家発電機・受電設備等の全ての屋外機の稼働音と、同区▽▽◇◇に居住する原告に平成26年10月以降に生じた健康被害との因果関係の存否

第2 事案の概要

原告は、被告が福岡市〇〇区△△□□に所在するa（以下「本件建物」という。）の西側に設置し管理する、空調屋外機・自家発電機・受電設備等の屋外機からの騒音により、平成26年10月以降、自宅で眠れなくなり、実家へ退避せざるを得なくなったと主張し、平成29年2月××日、不法行為に基づく損害賠償請求として、被告に対し、これらの全ての屋外機から発する騒音を、原告の肩書住所地である居宅敷地内に、昼間（午前8時から午後7時）は50dB、朝・夕・夜間（午後7時から午前8時）は45dBを超えて到達させることの差止めを求めるとともに、慰謝料78万円の支払を求める訴訟を福岡地方裁判所に提起した（同裁判所平成29年(ワ)第●号、以下「本件訴訟」という。）。

本件は、同裁判所からの平成30年2月19日付けの嘱託（公害紛争処理法42条の32第1項。以下「本件嘱託」という。）に基づく、本件建物内に設置された屋外機の稼働音と原告に平成26年10月以降に生じた健康被害との間の因果関係の存否に係る原因裁定嘱託事件である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

9 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

（公調委平成30年（ゲ）第2号事件）

(1) 事件の概要

平成30年3月1日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、東京地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。東京都住民93人（原告）の各所有建物の屋根等にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じた原因は、建設会社（被告）が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるものであるかについて、原因裁定を求めたものである。

なお、その後、訴えの取下げ等により、原告数は64人と変更された。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告が大気中に飛散させたさびや鉄粉と原告らの各所有建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任

したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月25日、原告ら所有建物のさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害と被告が小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたこととの間の因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（ゲ）第2号 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

原告ら所有建物の別紙1の被害の具体的内容の「被害箇所」欄記載の各部分にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆(せい)による腐食等の損傷被害が生じた原因は、被告が平成××年××月から××月にかけて豊島区立a小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるものとは認められない。

事 実 及 び 理 由

第1 嘱託事項

原告ら所有建物の別紙1の被害の具体的内容（以下、単に「別紙1」という。）の「被害箇所」欄記載の各部分にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じた原因は、被告が平成××年××月から××月にかけて豊島区立a小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるものであるか。

第2 事案の概要

原告らは、被告が豊島区立a小学校（以下「本件小学校」という。）において平成××年××月から××月にかけて行った外部鉄骨階段の改修工事（以下「本件改修工事」という。）により、原告ら所有建物のアルミ製建材又はスチール製建材にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じたと主張して、被告に対し、当初、原告番号4、5、20、23及び59の5名を除いた59名を含む84名の原告らが、平成27年××月××日、東京地方裁判所に不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟（同裁判所平成27年（ワ）第△号）を提起し、その後、上記原告番号の5名を含む9名の原告らが、同月××日、同じく損害賠償を求める訴訟（同第▽号）を提起した（同年××月××日の第1回口頭弁論期日において同第△号事件と同第▽号事件との弁論は併合された。）。

本件は、上記裁判所から公害等調整委員会に対し、平成30年3月1日、被告が行った本件改修工事と上記原告ら93名所有建物（65棟）のアルミ製建材又はスチール製建材に生じた塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされた事件であるが、その後訴えの取下げ等による原告数の減少（64名）に伴う対象建物の減縮（52棟）により嘱託事項が上記嘱託事項のとおり、被告が行った

本件改修工事と別紙1の「被害箇所」欄記載の各部分に生じた塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害との間の因果関係の存否に変更された。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

10 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民2人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人ら宅隣地の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人ら宅の建物外壁及びブロック塀への亀裂の発生、避難先の賃料支払、不安を伴う適応障害へのり患等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計208万5000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、広島県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人作業所から発生する騒音・振動と申請人らの建物への被害及び人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

11 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成30年5月17日、佐賀県伊万里市の住民6人から、農業協同組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている頭痛、めまい、湿しん等の健康被害は、農業協同組合(被申請人)が操業する堆肥製造施設から、粉碎した牛ふん・鶏ふん及び霧状にした堆肥促進剤を申請人ら宅まで浮遊させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の堆肥製造施設と申請人らに生じた健康被害の原因となる物質との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による

現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

12 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第2号事件・平成30年(ゲ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成30年5月30日、愛知県瀬戸市の住民1人と養豚業を営む法人から、衛生組合(関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。養豚業を営む申請人らが、その養豚場の土地(以下「本件土地」という。)に衛生組合(被申請人)によって、焼却残さ及び不燃性破砕残さ(以下「本件廃棄物」という。)が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金合計2000万円の支払を求めるものである。

その後、同年6月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があり(公調委平成30年(ゲ)第7号事件)、同年7月10日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、本件廃棄物と本件廃棄物から検出されたダイオキシン類による土壌汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

13 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成30年6月13日、大阪府大阪市の住民3人から、近隣で印刷工房を営んでいた個人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被申請人の印刷工房から排出され残存する化学物質の程度及び当該化学物質と申請人らが主張する健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等

を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年11月19日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（ゲ）第6号 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常（呼吸苦）、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被申請人がマンションの一室で事業活動を行っていた印刷工房の隣室で居酒屋を経営し又は同居酒屋において稼働している申請人らが、被申請人に対して、上記第1の1の原因裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

14 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（公調委平成30年（ゲ）第8号事件）

(1) 事件の概要

平成30年8月16日、三重県四日市市の住民1人から、隣接する歯科医院を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する歯科医院がガス（塩素、フッ素を含む。）を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年7月9日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（ゲ）第8号 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた頭痛，吐き気，めまい，血圧上昇（200mmHg），首・肩・背中・膝関節痛等，ふらつき，倦怠等の健康被害は，被申請人が運営する三重県四日市市〇〇△△所在のaがガス（塩素及びフッ素を含む。）を排出させたことによるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は，申請人が，その肩書住所地に所在する住居（以下「申請人宅」という。）に隣接する被申請人が運営している歯科医院の事業活動によって大気中に排出されるガスにより，申請人や近隣住民に健康被害が生じていると主張して，上記第1の1記載の原因裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

15 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委平成30年（セ）第3号事件・平成30年（ゲ）第9号事件）

(1) 事件の概要

平成30年8月20日、沖縄県豊見城市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金1302万6000円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人の住宅等の財産被害は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、

申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、同年9月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事と申請人宅に生じたとする地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

16 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成30年8月28日、東京都国分寺市の住民2人から、国分寺市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が賃借し、運営している運動施設での剣道の練習で発生する騒音により、睡眠妨害、動悸等に悩まされ、また、精神的苦痛を受けているとして、同運動施設を運営している被申請人に対し、申請人ら宅の防音対策費用及び精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計385万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、運動施設からの騒音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

17 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月1日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、ぜん息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているため、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請の受

理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

18 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 (公調委平成30年(セ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月2日、千葉県銚子市の住民1人から、製氷工場経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が経営する隣接する製氷工場からの騒音・低周波音・振動により、不眠及びそれに伴う疲労感並びに頭部圧迫感の健康被害等が生じたため、精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、製氷工場から発生する騒音・低周波音・振動と申請人に生じた不眠及びそれに伴う疲労感等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

19 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定事件 (公調委平成30年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月5日、愛知県春日井市の住民1人から春日井市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の使用している墓所に隣接する廃棄物焼却施設(小牧市所在)からのばい煙、さびにより申請人の所有する墓石に変色が生じたのは、墓地の管理者である春日井市(被申請人)の管理義務の不履行によるものであり、財産被害及び精神的損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金222万5840円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年9月24日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年(セ)第7号 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定
(当事者省略)
主 文
申請人の本件裁定申請を棄却する。
事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、222万5840円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、地方公共団体である被申請人が管理する潮見坂平和公園（以下「本件公園」という。）内の墓所に墓碑（以下「本件墓碑」という。）を建立して使用している申請人が、本件公園に隣接する愛知県小牧市内の土地を所有していた事業者が同土地上の産業廃棄物焼却施設（以下「本件施設」という。）から排出したばい煙により本件墓碑を変色・汚損させたにもかかわらず、被申請人が春日井市潮見坂平和公園条例（以下「本件条例」という。）に基づく管理義務又は春日井市環境基本条例等に基づく対応義務を怠ったことにより、申請人に損害が生じたと主張して、被申請人に対し、債務不履行（民法415条）又は国家賠償法1条1項に基づき、222万5840円（墓石等の買替費用172万5840円と慰謝料50万円の合計額）の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

20 国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成30年11月20日、東京都国立市の住民1人から建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるとして、被申請人に対し、損害賠償金92万2720円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和元年7月10日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本事件は終結した。

21 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成31年1月21日、東京都渋谷区の住民1人から、ホテル経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、隣接するホテルに設置された室外機等からの低周波音及び同ホテルの催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の経営する宿泊施設から発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

22 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第2号事件・平成31年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月14日、熊本県熊本市の住民1人から、農業者を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人は、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金297万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた睡眠不足による健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、同年3月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人のビニールハウスのボイラーから発生する騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

23 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成31年2月22日、東京都大田区の住民1人から、隣接する飲食店経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた不眠、圧迫感、イライラ、不定愁訴、足のしびれ等の健康被害は、被申請人が経営する店舗から低周波音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和元年5月7日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

24 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成31年（セ）第3号事件）

(1) 事件の概要

平成31年3月8日、熊本県熊本市の住民1人から、食肉販売店経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人の経営する店舗（食肉販売店）に設置された室外機等からの騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定等により、肉体的・精神的に多大な苦痛と損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金20万円の支払を求めるものである（その後、請求金額は25万8000円（令和2年3月末時点）に変更）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の経営する店舗（食肉販売店）に設置された室外機等からの騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

25 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成31年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手

続を進めている。

26 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成31年3月29日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、圧迫感、睡眠妨害等の健康被害は、被申請人が操業する工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

27 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第5号事件・平成31年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成31年4月2日、奈良県安堵町の住民1人から、牛舎を所有する畜産会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人が、所有する牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によって、申請人が、吐き気、食事も困難な状況等の健康被害等を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金100万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人宅の周辺に生じている悪臭、特に夏期における虫の大量発生により、申請人に吐き気、窓を開けられず食事も困難な状況等の健康被害等が生じているのは、被申請人が、牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、令和元年5月14日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、農業用水路に排出された牛の尿を含む汚水による悪臭と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

28 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成31年4月5日、福岡県宗像市の住民5人から、一部事務組合(関係2市により組織)、水道事業者及び建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの所有する家屋等に生じた被害は、被申請人らが軟弱地盤を安定した地盤と誤認し、事前調査や土留め工など必要な配慮を行わずに配水管敷設替工事を実施したことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

29 渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成31年4月17日、東京都渋谷区の住民1人から、学校法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた耳鳴り、不眠症等の健康被害は、被申請人が経営する専門学校の校舎屋上に設置された高圧受電設備から低周波音を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高圧受電設備から発生・拡散した低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

30 和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和元年5月8日、和歌山県白浜町で給油所を営む個人から、当該施設を所有するバス会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の前身の会社が起こした給油所の地下

タンクからのガソリン漏えい事故の処理が不十分だったため、残留油分と土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の特定有害物質が現在も地下に残存しており、緊急を要するために実施したコールタール回収及び汚染土壌処理、地下タンク再塗装の費用、休業補償費、精神的苦痛への慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金2082万8973円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

31 松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第2号事件）

(1) 事件の概要

令和元年5月21日、千葉県松戸市の住民2人から、隣人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、被申請人の家屋に取り付けられた集中型換気扇及びヒートポンプ設備からの騒音により、なかなか寝つくことができず、慢性疲労感、集中力・思考力の低下及びストレスによる円形脱毛症の発症などの健康被害、並びに騒音による不動産価値の減損等の財産被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計794万8590円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、集中型換気扇及びヒートポンプ設備からの騒音と申請人らの健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

32 桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和元年（ゲ）第1号事件）

(1) 事件の概要

令和元年6月3日、埼玉県桶川市の住民1人から、金属精錬会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所有の桶川市指定天然記念物椎檜等の枯れ、田の生育不良等の財産被害は、被申請人が操業する工場から亜硫酸ガス（硫黄化合物）、亜鉛他を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、埼玉県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

33 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和元年6月3日、茨城県稲敷市の宗教法人及び当該宗教法人の近隣住民12人から、土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社、稲敷市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。土木関係会社が、申請人である宗教法人の山林の樹木を無許可で伐採し、山林及び申請人ら所有の共同墓地を無許可で埋め立てたため、土壌分析を行ったところ、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、土壌の強アルカリ性により、樹木が枯死するなどし、また、当該宗教法人の近隣住民である申請人らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれがあるとして、埋立てを実施した土木関係会社、現場指揮者2人、砂利運搬業会社及び無許可で埋め立てていることを知りながら埋立ての停止を命ずる等の適切な対応を行わなかった稲敷市を被申請人として、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計2600万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

34 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

令和元年8月16日、東京都渋谷区の住民17人から、不動産会社及び建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、隣接する被申請人らの建築工事現場からの騒音・振動・粉塵等により、不眠、ストレス障害、ぜん息悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、防音工事費用、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求めるものである。なお、申請人1人について相続が発生し、別の申請人1人が相続人として手続を承継した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

35 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和元年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

令和元年9月9日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、水戸地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。茨城県住民3人(原告)の所有する建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、建築業者及び建設会社(被告)が行った土地造成工事及び擁壁工事によるものであるかについて、原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

36 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第5号事件・令和2年(セ)第1号事件・令和2年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

令和元年9月19日、東京都小平市のクリーニング業を営む法人から、食品製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、近接する被申請人の工場から排出されたエタノールによって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金1130万4802円の支払を求めるものである。

その後、令和2年2月26日、同市の住民1人から(公調委令和2年(セ)第1号事件)、同年3月12日、同市の住民1人から(公調委令和2年(セ)第2号事件)、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年3月24日、令和2年(セ)第1号事件について、参加を許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

37 相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和元年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和元年10月24日、神奈川県相模原市の住民3人から、建築工事会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症及び同過敏症に基づく中枢性眼球運動障害（滑動性眼球運動異常）、重心動揺異常（ロンベルグ陽性）は、被申請人が、申請人ら宅の改装工事の際に化学物質（キシレン）を発生、放散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

38 熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和元年（ゲ）第4号事件）

(1) 事件の概要

令和元年11月18日、熊本県熊本市の住民2人及び福岡県久留米市の住民1人から、熊本県熊本市の住民2人の隣人2人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害は、被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

39 江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第6号事件）

(1) 事件の概要

令和元年12月17日、東京都江東区の住民1人から、マンションの隣人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が居住しているマンションの隣人である被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等により、申請人は、静穏な環境が害され、睡眠が妨げられているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金336万1566円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

40 筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件

(公調委令和元年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

令和元年12月20日、茨城県筑西市の住民1人から、運送会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。近接する運送会社が発生させている悪臭等が申請人宅に入り込むことにより、申請人は、衣服に悪臭が付着したり、特に夜は防塵マスクをするなど生活するのが困難な状態が続いており、また、悪臭により十分な睡眠がとれず、頭痛や肩こりも生じているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金466万4000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

41 草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和2年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

令和2年3月12日、滋賀県草津市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社及び日用品等販売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害は、被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

42 神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委令和2年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

令和2年3月24日、兵庫県神戸市の住民2人から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が運行する特急等電車が通過するたびに振動及び騒音に暴露され、静穏の破壊、ストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害を受けており、また、振動・騒音により土地の価値が大幅に下落したとして、被申請人に対し、損害賠償金合計700万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めている。

第3節 令和元年度に実施したフォローアップ

令和元年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の3件である。

1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成5年(調)第4号・平成5年(調)第5号事件)

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月に調停が成立した。

フォローアップを行って20年度目となる令和元年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成23年(ゲ)第1号・平成24年(調)第8号事件)

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月に調停が成立した。

フォローアップを行って8年度目となる令和元年度は、被申請人の宮古島市から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告徴収するとともに、宮古島市が設置する専門家等で構成される専門委員会に委員及び事務局職員がオブザーバーとして出席することにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

3 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成25年(調)第5号・平成25年(調)第10号事件)

本件は、滋賀県大津市内に設置された残土処分場に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成26年7月に調停が成立した。

フォローアップを行って6年度目となる令和元年度は、被申請人の大津市から報告を受けることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。